

令和 6 年

第 2 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 6 年 2 月 1 3 日 (火) 午後 2 時 0 0 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和6年第2回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

第1号議案	公立学校管理職人事異動について
第2号議案	令和5年度赤穂市一般会計補正予算（2月）について
第3号議案	令和6年度赤穂市一般会計予算について
第4号議案	赤穂市文化会館の指定管理者の指定について
第5号議案	赤穂市立歴史博物館の指定管理者の指定について
第6号議案	赤穂市立海洋科学館の指定管理者の指定について
第7号議案	赤穂市立民俗資料館の指定管理者の指定について
第8号議案	赤穂市立美術工芸館の指定管理者の指定について
報告2	赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
その他	(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について (2) 春季休業中における生徒指導について

第1号議案

公立学校管理職人事異動について

公立学校管理職の人事異動について、別紙のとおり内申したい。

令和6年2月13日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当するため非公開

第 2 号議案

令和 5 年度赤穂市一般会計補正予算（2 月）について

令和 5 年度赤穂市一般会計補正予算（2 月）について、その意見を求める。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当
するため非公開

第3号議案

令和6年度赤穂市一般会計予算について

令和6年度赤穂市一般会計予算について、その意見を求める。

令和6年2月13日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当
するため非公開

第4号議案

赤穂市文化会館の指定管理者の指定について

赤穂市文化会館の指定管理者の指定について、その意見を求める。

令和6年2月13日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当
するため非公開

第5号議案

赤穂市立歴史博物館の指定管理者の指定について

赤穂市立歴史博物館の指定管理者の指定について、その意見を求める。

令和6年2月13日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当
するため非公開

第 6 号議案

赤穂市立海洋科学館の指定管理者の指定について

赤穂市立海洋科学館の指定管理者の指定について、その意見を求める。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当
するため非公開

第7号議案

赤穂市立民俗資料館の指定管理者の指定について

赤穂市立民俗資料館の指定管理者の指定について、その意見を求める。

令和6年2月13日提出

赤穂市教育長 尾上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当
するため非公開

第 8 号議案

赤穂市立美術工芸館の指定管理者の指定について

赤穂市立美術工芸館の指定管理者の指定について、その意見を求める。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当
するため非公開

報告 2

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例の制定について、下記のとおり報告する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当
するため非公開

その他

(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開

(2) 春季休業中における生徒指導について

(公 印 省 略)

赤 教 学 号
令 和 6 年 月 日

学 校 園 長 様

赤 穂 市 教 育 長

令和5年度 春季休業中における生徒指導について (通達)

春季休業は、児童・生徒が学校を離れ、家庭や地域で過ごす中で、自主的自律的な生きる力を育むよい機会であるとともに、教職員にとって最も多忙な時期であり、新年度への準備を進める大切な時期です。また、幼児児童生徒や保護者にとっては、4月からの新学期への期待が膨らむ時期でもあります。教職員として、これらを十分に理解し、不安や悩みを乗り越えるための支援や、安心できる居場所となる学校環境づくりを進めていくことが必要です。そのために、幼児児童生徒や保護者の声に耳を傾け、必要な場面で積極的に関わり、心のつながりを深めることがより重要になってきます。

新年度に向かうこの時期には、幼児児童生徒が自らを振り返り、今後の生活設計や目標設定を改善・深化させることで、一人ひとりの未来に明るい希望をもつことができる指導が求められます。家庭生活における感染予防を含めた安全指導とトラブル防止等の指導への注意喚起を継続するとともに、新学年のスタートへの意欲を高める指導が重要です。

については、下記事項に留意し、学校園の実態や幼児児童生徒の発達段階に応じた予防的な指導を充実させるとともに、その徹底を図るよう留意願います。

記

1 春季休業中の生活に関する指導について

(1) 規律ある生活に向けた指導

幼児児童生徒が春季休業の意義を理解し、休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活表を活用するなど指導するとともに、幼児児童生徒の動向の把握に努める。

- 一人一人の発達段階や興味・関心、適性に応じた適切な計画を立てさせ、規則正しい生活を送らせる。
- 交通事故と不審者、インターネットを介した犯罪被害等の未然防止指導をするとともに、事件や事故等に遭遇したときの適切な対応について指導する。
- 感染症予防のため、体調管理として十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事等について指導し、生活習慣として手洗い・うがいの励行を指導する。また、幼児児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養することを保護者に対しても周知、呼びかけを行う。

(2) 不登校や悩み・問題を抱える幼児児童生徒への指導

休業前に面談等を行い、悩みの早期発見に努めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も活用し、休業期間を利用して家庭訪問（電話連絡）を行う等、実態を踏まえ適切な指導・支援に努める。

○課題のある幼児児童生徒に対しては、定期的に家庭訪問（電話連絡）等を実施し、課題を共通理解するとともに、必要に応じて声をかけるなど学校とのつながりが深まるよう適切な指導を行う。

○家庭訪問（電話連絡）等により保護者との情報交換を図り、幼児児童生徒との心のふれあいをおして、安心して学校生活に復帰できるよう適切な対応を進める。

○家庭や幼児児童生徒への連絡書類や配布物等が確実に届くなど、学校からの疎外感を味わわせることがないように努める。

○必要に応じて、タブレットを活用し、児童生徒の支援に努める。

(3) 地域の活動への参加の奨励

学校園から家庭・地域への情報発信を通して適切な協力関係を構築する。また、親子の協働体験活動、異世代との交流活動、ボランティア活動等、様々な体験活動への参加について奨励し、参加の際には、市内や地域の状況を確認した上で参加の可否について判断するよう各家庭に周知すること。

○家族や地域社会とのふれあいをおして、家族や地域の一員として自覚し、自己の役割に気づき、自分を見つめ直すことで、主体的に「気づき、考え、行動する」幼児児童生徒を育てる。

(4) 部活動等における事故の防止

休業中の部活動においては、体調管理に十分留意するとともに、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

○部活動の実施については、体力や能力、特性の他、健康面、体調管理に十分に留意し、適切な休憩時間や休養日を設定し、効果的で無理のない練習を行う。

○部活動等において、貴重品、衣服等の管理に留意するよう指導する。特に、更衣室の施錠等の励行に努める。

2 春季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底

(1) 命を大切にす指導の徹底

自分の命、他人の命それぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、自殺の防止に向けて、幼児児童生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、全ての教職員が情報を共有し、組織として迅速かつ適切に対応する。

○虐待や暴力等、幼児児童生徒の健全な成長を阻害する行為を確認、または疑いがある場合は、生命と人権を尊重する立場で関係機関との連携を図りながら、迅速かつ適切な対応を行う。

(2) いじめの未然防止、早期発見・早期解消

保護者や地域住民等と連携を図り、幼児児童生徒の交友関係や春季休業中の生活状況を把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。

○いじめの対応については、「学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル（県教委 H29.8）」による共通理解と意思統一を図るなど、早期発見と組織的な対応に

努め、いじめを許さない学校園づくりの推進と相談活動の充実を図る。

(3) 不良行為、暴力行為等の未然防止

深夜徘徊、飲酒、喫煙、薬物乱用等の不良行為や、万引き等の窃盗、器物損壊、暴力行為等の未然防止に向けて、人としての倫理観や規範意識を育成するとともに、家庭や地域と連携し、幼児児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導に努める。

- 全教職員が一致して幼児児童生徒一人一人の状況把握に努め、幼児児童生徒が抱える課題を共通理解するとともに、問題行動の前兆を把握し、早期に対応する。
- 量販店や飲食店、ゲームコーナー等、他校児童生徒や異校種児童生徒との交流がある場所の巡回を強化するとともに、利用についての指導の徹底を図る。
- 大麻等の薬物や、いわゆる「危険ドラッグ」（合法ドラッグ、脱法ドラッグ等）や「オーバードーズ」（市販薬の過剰摂取）の危険性と違法性について理解させ、使用及び所持しないよう指導する。

(4) ネット上のトラブルの未然防止

ネット利用が原因で、日常生活の様々な支障やトラブルが発生している現状を踏まえ、利用についてのマナーやルール、そして危険性について改めて指導する。また、SNS（LINE、Instagram、Facebook、X（旧Twitter）等）や掲示板への誹謗・中傷の書き込みは「侮辱罪」として厳罰化されていることを理解させ、トラブルの未然防止に向けた適切な利用についてわかりやすく指導する。

- 情報活用と情報モラルやマナーについて、幼児児童生徒への指導を徹底する。
- SNSに他人の写真を本人の承諾なく掲載することや、悪口等の書き込みをしないよう指導を徹底する。
- ネット上の掲示板やSNS等にある「アルバイト募集」などの書き込みにだまされ、振り込め詐欺の「受け子」や「出し子」など、自覚なく犯罪に加担するなどの被害に遭わないよう指導する。

(5) 家庭への啓発

自分の子どもがどこで何をしているか常に注意深く観察するとともに、夜間の外出やパソコン、携帯電話、SNS等の使用について管理するよう啓発する。

- 外出時に、行き先と帰宅時間を確認し、夜間に不要な外出をさせない。
- 幼児児童生徒の携帯電話使用状況について定期的に確認する。保護者の責任としてフィルタリング設定をするよう強く指導する。
- ネット依存に陥らないために、家庭において、スマートフォンやタブレット等の使用時間についてルールづくりや、いわゆるオフライン（ネットを利用しない）の時間や日を設けるなど、対応策について話し合う機会をもつよう指導、啓発を図る。

(6) 警察等、関係機関との連携

学校だけでは対応できない問題行動等に適切に対応するため、こども家庭センター、警察、PTA等関係機関・団体との一層の連携に努める。

- 虐待の疑いや不審者情報を得たときは、子育て支援課、警察、青少年育成センターへ速やかに通報する。
- 学校の状況を適宜、地域に発信し、情報を地域と共有しながら相互の関わりを深めていくことで、信頼関係の強化に努める。

○児童生徒・家庭に「ひょうごっ子悩み相談」等の相談窓口の紹介を適宜行うこと。

(7) 犯罪等からの安全確保

警察等関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備するとともに、幼児児童生徒がさまざまな危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導する。

○犯罪行為や触法行為など問題行動に繋がる言動を具体的に示し、軽率な言動によるトラブルや喧嘩が起きないように指導する。

○被害に遭いそうになったら、逃げることや、大声で助けを呼ぶことなど、具体的な方法を指導するとともに、幼児児童生徒が犯罪被害に遭わないよう危険回避能力を高める指導をする。

○不審者を見かけたり不審な電話や訪問を受けたりしたときは、すぐに警察や学校園に連絡するよう指導する。

(8) 交通事故の防止

交通法規の遵守や道路の安全な歩行・走行はもとより、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことを指導する。

○交通ルール遵守を習慣づけることにより、交通事故防止に努めさせる。

○自転車に乗るときは、自転車安全利用5則を遵守するとともに「自転車運転者講習制度」や「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知を図る。

【自転車安全利用5則】

- ・自転車は車道が原則、歩道は例外

- (13歳未満または70歳以上、身体の不自由な人のみ通行可)

- ・自転車は車道左側を通行

- ・歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行

- ・安全ルールを守る（夜間はライト点灯、二人乗り・並進の禁止、信号遵守、交差点での一時停止）

- ・ヘルメットを着用

※道路交通法の一部改正（令和5年4月1日施行）により、全ての年齢において自転車乗用中のヘルメット着用が努力義務化

○携帯電話等使用時に、前方不注意等で事故やトラブルに遭わないよう指導する。

○通学路やその周辺地域の様子や危険箇所について点検し、必要に応じ関係機関へ連絡するとともに、幼児児童生徒への指導を徹底する。